

○宮古島市吉野海岸利便施設条例施行規則

平成17年10月1日

規則第141号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市吉野海岸利便施設条例（平成17年宮古島市条例第167号。以下「条例」という。）第20条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第6条第2項に規定する申請は、吉野海岸利便施設指定管理者指定申請書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第6条第3項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款及び寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）
- (3) 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（法人以外の団体にあつては、事業実績報告書及び決算書等）
- (4) 市税納税証明書
- (5) 納税証明書（消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明）
- (6) 労働保険料納付済証明書
- (7) その他市長が特に必要と認める書類

(指定管理者の指定の告示)

第3条 条例第6条第4項に規定する告示は、吉野海岸利便施設指定管理者指定告示（様式第2号）によるものとする。

(指定管理者の通知)

第4条 市長は、前条の告示をしたときは、指定管理者に指定するものに対し、吉野海岸利便施設指定管理者指定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(協定書)

第5条 条例第7条の規定による協定書で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書に関する事項
- (2) 利用に係る供用時間に関する事項
- (3) 利用に係る料金に関する事項
- (4) 事業実績報告書に関する事項

- (5) 本市が支払うべき管理費用に関する事項
  - (6) 指定の取消し及び管理業務の停止命令に関する事項
  - (7) 施設の管理上、自治体に生じた損害賠償に関する事項
  - (8) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
  - (9) その他市長が必要と認める事項
- (事業報告)

第6条 条例第8条第1項に規定する事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理業務の実施状況及び利用状況
  - (2) 施設の利用料金の収入の実績
  - (3) 施設の維持管理に係る経費の収支状況
  - (4) その他市長が必要と認める事項
- (指定管理者の指定の取消し等通知)

第7条 条例第9条第1項の規定による指定管理者の取消しを命ずるときは、吉野海岸利便施設指定管理者指定取消し等通知書(様式第4号)により、指定管理者に通知しなければならない。

(供用時間及び休止)

第8条 条例第10条の規定に係る供用時間及び休止をしようとした場合は、速やかに吉野海岸利便施設供用時間変更申請書(様式第5号)を、休止しようとする場合は吉野海岸利便施設休止申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(利用料金の納付)

第9条 吉野海岸利便施設を利用しようとする者は、入場のときに利用料金を納付しなければならない。

(利用料金)

第10条 条例第11条第1項の規定により利便施設の利用料金の額を定めようとするときは、吉野海岸利便施設利用料金承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(利用料金の返還)

第11条 条例第12条の規定により利便施設の利用料金の返還を求めるときは、吉野海岸利便施設利用料金返還申請書(様式第8号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の減免)

第12条 条例第13条第1項の規定によって利用料金を減額し、又は免除する額は次のとおりとする。

(1) 条例第13条第1号から第3号までに該当する場合 利用料金の全額

(2) 条例第13条第4号に該当する場合 その都度指定管理者が定める額

2 条例第13条第2項に規定する減免申請は、吉野海岸利便施設利用料金減免申請書（様式第9号）によるものとする。

（施設設置の許可申請）

第13条 条例第15条の規定により施設の設置の許可を受けようとするものは、吉野海岸利便施設設置許可申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（施設汚損等報告）

第14条 条例第17条第2項の規定による施設の汚損等があった場合は、吉野海岸利便施設汚損等報告書（様式第11号）により、市長に報告しなければならない。

（指定管理者の指定の取消しの告示）

第15条 条例第19条に規定する告示は、吉野海岸利便施設指定管理者指定取消し告示（様式第12号）によるものとする。

（補則）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の吉野海岸利便施設設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年城辺町規則第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

申請年月日 年 月 日

吉野海岸利便施設指定管理者指定申請書

宮古島市長 様

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
電 話

吉野海岸利便施設の管理について指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 その他関係書類
  - (1) 事業計画書及び収支予算書
  - (2) 定款及び寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則等)
  - (3) 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(法人以外の団体にあつては、事業実績報告書及び決算書等)
  - (4) 市税納税証明書
  - (5) 納税証明書(消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明)
  - (6) 労働保険料納付済証明書
  - (7) その他市長が特に必要と認める書類

様式第2号(第3条関係)

宮古島市告示第 号

吉野海岸利便施設指定管理者指定告示

指定管理者を次のように指定したので、宮古島市吉野海岸利便施設条例(平成17年宮古島市条例第167号)第6条第4項の規定により、告示する。

年 月 日

宮古島市長



1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

2 指定管理者となる団体等の名称

3 指定の期間

至 年 月 日  
自 年 月 日

様式第3号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

宮古島市長



吉野海岸利便施設指定管理者指定通知書

下記のとおり貴団体を、吉野海岸利便施設の指定管理者に指定する。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

2 指定の期間

至 年 月 日  
自 年 月 日

様式第4号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

宮古島市長



吉野海岸利便施設指定管理者指定取消し等通知書

宮古島市吉野海岸利便施設条例(平成17年宮古島市条例第167号)第9条第1項の規定により、下記により指定管理者の指定の(取消し・停止)を命ずる。

記

1 理由

2 取消し年月日

年 月 日

※ 停止の場合は、停止する業務及び期間を記載すること。

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

宮古島市長様

指定管理者  
団体  
氏名

印

吉野海岸利便施設供用時間変更申請書

下記のとおり、吉野海岸利便施設の供用時間を変更したいので申請します。

記

現 行 時 間		変 更 時 間	
午前8時から午後7時まで		午前	時から午後 時まで
期 間	至 年 月 日 自 年 月 日		

指 定 管 理 者 様

第 号  
年 月 日

宮古島市長

印

吉野海岸利便施設供用時間変更承認書

変更申請のあったとおり適当と認め、供用時間変更を承認する。



様式第6号(第8条関係)

年 月 日

宮古島市長様

指定管理者

団体

氏名

印

吉野海岸利便施設休止申請書

下記のとおり、吉野海岸利便施設の供用を一時休止したいので申請します。

記

休止の理由	
休止する施設	
休止の施設利用の条件	
休止の期間	至 年 月 日 自 年 月 日

第 号  
年 月 日

指定管理者様

宮古島市長

印

吉野海岸利便施設休止承認書

吉野海岸利便施設の一部・全部の休止については、申請のあったとおり適当と認め承認する。

様式第7号(第10条関係)

第 号  
年 月 日

宮古島市長様

指定管理者  
団体  
氏名

印

吉野海岸利便施設利用料金承認申請書

下記のとおり吉野海岸利便施設の利用料金を決定したいので承認下さるよう申請します。

記

1 利用料金の額 円

第 号  
年 月 日

指定管理者様

宮古島市長

印

吉野海岸利便施設利用料金承認書

吉野海岸利便施設の利用料金の額の決定申請については、申請のあったとおり適当と認め承認します。

様式第8号(第11条関係)

年 月 日

様

申請人  
住所  
氏名  
電話

㊟

吉野海岸利便施設利用料金返還申請書

下記のとおり吉野海岸利便施設の利用料金の返還を申請します。

記

利用月日	至 年 月 日 時から			
	自 年 月 日 時まで			
返還申請の理由				
返還申請額	既納利用料金	返還申請額	返還決定額	備考
	円	円	円	
年 月 日				
上記のとおり、利用料金を返還してよろしいでしょうか。				
	指定管理者	係		

様式第9号(第12条関係)

年 月 日

様

申請者

住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話

㊟

吉野海岸利便施設利用料金減免申請書

下記のとおり利用料金の( 減額・免除 )を受けたいので申請します。

記

1 申請理由	
2 年月日	至 年 月 日( 曜日) 自 年 月 日( 曜日)
3 時間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
4 団体名	
5 人員	大人 人 園児、小中学生 人 合計 人
引率者職氏名	
減免を受けようとする利用料金	円

第 号

様

申請書のとおり( 減額・免除 )する。

年 月 日

指定管理者

㊟

様式第10号(第13条関係)

年 月 日

宮古島市長様

指定管理者

住所

氏名

電話

吉野海岸利便施設設置許可申請書

吉野海岸利便施設設置の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

設置の目的	
設置の期間	
設置の場所	
施設の構造面積	
施設の設置面積	面積                      m <sup>2</sup>
施設の管理の方法	
工事の着手及び完了の時期	着手                      年    月    日 完了                      年    月    日
施設の復旧方法	
その他必要な事項	

第            号

年    月    日

指定管理者様

宮古島市長



吉野海岸利便施設設置承認書

吉野海岸利便施設の設置については、申請のあったとおり適当と認め承認する。

様式第11号(第14条関係)

年 月 日

宮古島市長様

指定管理者

住所

氏名

電話

㊟

吉野海岸利便施設汚損等報告書

吉野海岸利便施設の(汚損、損傷、滅失)がありましたので、下記のとおり報告します。

記

1 施設の名称			
2 汚損等発生年月日	年	月	日 時 分頃
3 汚損等の内容			
4 場所・物件名	数量	内容・程度	損害見込額(円)
5 発生時の状況			

様式第12号(第15条関係)

宮古島市告示第 号

吉野海岸利便施設指定管理者指定取消し告示

指定管理者の指定を次のように取り消したので、宮古島市吉野海岸利便施設条例(平成17年宮古島市条例第167号)第19条の規定により、告示する。

年 月 日

宮古島市長



- 1 指定管理者の指定の取消しを行う施設の名称  
吉野海岸利便施設
- 2 指定管理者の指定を取り消す団体等の名称
- 3 理 由
- 4 指定の取消し年月日  
年 月 日

様式第1号 (第2条関係)  
様式第2号 (第3条関係)  
様式第3号 (第4条関係)  
様式第4号 (第7条関係)  
様式第5号 (第8条関係)  
様式第6号 (第8条関係)  
様式第7号 (第10条関係)  
様式第8号 (第11条関係)  
様式第9号 (第12条関係)  
様式第10号 (第13条関係)  
様式第11号 (第14条関係)  
様式第12号 (第15条関係)